

## 鹿屋市商品開発支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市商品開発支援事業補助金交付要綱（令和6年鹿屋市告示第156号）の一部を次のように改正する。

第5条の表備品購入費の項内容の欄中「対象経費」の次に「の総額」を加え、「で、かつ、20万円を上限」を削る。

第6条を次のように改める。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で予算で定める額以内とし、その額は、30万円を上限とする。ただし、補助金に占める備品購入費に対する補助金の上限額は20万円とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。